

小平第一中学校いじめ防止基本方針

小平市立小平第一中学校

校長 栗林 昭彦

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為である。

小平第一中学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず迅速に対応するとともに、すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえる」という認識に立ち、常に危機感をもって、家庭や地域、教育委員会等と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。そのための基本的な方針を以下のように設定する。

- (1) いじめは重大な人権侵害・犯罪行為との共通理解のもと、いじめの未然防止に努める学校づくりやいじめを絶対に許さない学校づくりを推進する。教員の言動によっていじめを誘発・助長することが絶対にないよう、丁寧な言葉遣いをするとともに自らの言語感覚を磨く。
- (2) いじめ発生時には、学校はいじめられている生徒の立場に立って守り通し、解決とその後の指導について組織による指導で全力を尽くす。
- (3) いじめを行う生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を継続的に行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 主な取組

(1) 各領域における人権教育等の推進

- ① 学校の教育活動全体を通じた人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分を大切にするとともに他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 学級活動を充実させ、よりよい生活や人間関係づくりに主体的に取り組む生徒を育成し、支持的風土を醸成する学級経営を行う。また、授業にかかわるすべての教員が頭ごなしに叱る指導を慎み、生徒の心に寄り添う指導や声かけを日常的に行い、よりよい集団づくりを推進する。
- ③ 道徳の時間を要として、いじめは絶対に許されないことを自覚させるとともに、いじめを止めようとする強い気持ちがもてるよう「**いじめ防止に関する授業**」を年3回以上実施する。
- ④ 体験活動などの推進やコミュニケーション講座の実施により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑤ 生徒会における活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ⑥ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する対応

- ① 「学校いじめ対策委員会」（いじめの早期発見・解決・未然防止策を講ずるための組織）を設置して、日常的、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。校長・副校長・生活指導主任・生活指導担当教員・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーで構成し、必要に応じて学年主任および関係する教員も参加する。

- ② いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進級に当たって、適切に引き継ぐ。
また、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、関係諸機関や学校運営連絡協議会と連携して学校サポートチームを編成する。
- (3) いじめ未然防止や早期発見のための対応
いじめは大人の目の届きにくいところで発生する。学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
- ① 日頃から小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努め、小さなことでも教職員間で報告し合うようにする。また、周囲の生徒がとるべき行動についても適切に指導し、いじめの兆候や発見があった場合に、それぞれの生徒らしい適切な行動がとれるようにする。
- ② 「ふれあい月間」を通じて、「いじめ発見のチェックシート」を年3回実施するとともに、「いじめに関する生徒アンケート」を月1回活用し、いじめの確実な発見に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、担任と生徒の二者面談を適宜実施する。
- ④ 教育相談のほか、連絡ノート、きめ細かな電話連絡等を通して、保護者と情報共有を密に行う。
- ⑤ **スクールカウンセラーによる中学校第1学年生徒の全員面接の実施、相談窓口の周知等**、相談活動を充実させる。
- ⑥ いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、生活意識調査を実施する。
- ⑦ いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年3回実施する。
- (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進
- ① 生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への啓発や協力の依頼を行う。
- ② 問題のあるネット上の書き込みに対しては、情報提供後に迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有するとともに、いじめ事案について校長が責任をもって小平市教育委員会に報告する。
- (2) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、心理的なストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と共に、被害生徒・その保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った生徒に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で行為の善悪を理解させ反省・謝罪をさせる。また、いじめに至った背景や経緯を明らかにし、生徒が自らの行為の問題点に気づくことができるよう、きめ細かい指導を行う。また、保護者に事実を確実に報告すると共に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の下、助言や支援を行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (5) いじめを認識していた生徒がそれを大人に伝えられるよう、伝えても守ってもらえると思えるような体制を作ると共に、見て見ぬふりをせず自分の問題として考えられるような当事者意識を醸成する。
- (6) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省）に則り、いじめと判断した行為がやんでからも3ヶ月間は継続的に観察をし、いじめの加害者・被害者及び発生した集団（学年・クラス・部活動など）への適切な指導を継続する。

4 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」に基づき、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、生徒がいじめにより相当期間の欠席を余儀なくされているときを重大事態と認定し、適切かつ真摯に対応する。

- (1) いじめを受けた生徒が安全に落ち着いて教育を受けられる環境の確保に最善を尽くす。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。